

商工観光課

☎ 商工振興係 (235・236)

地域通貨ご質問コーナー Vol.1

Q 配布されたカードとアプリに表示されてある
● 会員コードが違って大丈夫ですか？

A chiicaなら、コードが違っていても安心！
● そのまま使えます！



大崎町地域包括支援センター ☎ 471-7828

暮らしのコンシェルジュ

地域包括支援センターだより

当センターは、高齢者の暮らしについて様々な相談や要望に応える「よろず相談窓口」です。暮らしのコンシェルジュに、寄せられるご相談と対応を紹介します。

今月は「日常生活支援総合事業対象者」について説明したいと思います。

- **相談内容…介護認定の申請は、まだいいかなと思っているのですが、介護申請をしなくても利用できるサービスがありますか？**
- **対応策…日常生活支援総合事業対象者として利用できるサービスがあります。**

日常生活支援総合事業対象者とは？	市町村がおこなう介護予防の取り組みです。介護保険の認定を受けていなくても、基本チェックリストで生活機能の低下がみられた場合、必要に応じてケアプランにもとづいてサービスを利用することができます。
基本チェックリストとは？	介護の原因となりやすい生活機能の低下がないか、運動・口腔・栄養・物忘れ・うつ症状・閉じこもりなどの25項目について「はい」「いいえ」で答える質問票です。
何が利用できるのか？	● 訪問型サービス…掃除、洗濯、買い物、調理などの生活支援。 ※入浴介助などの身体介護は原則対象外です。 ● 通所型サービス…軽度な体操、レクリエーション、趣味活動など ● その他生活支援サービス…配食サービス、地域サロン活動への参加 など
日常生活支援総合事業対象者と要支援・要介護との違いは？	医療系サービス(通所リハビリや訪問看護)、施設入所やショートステイ、福祉用具のレンタルや住宅改修は利用することができません。利用を希望される際は介護認定の申請が必要です。

「まだ介護までは必要ないけど生活が不安だ…」と感じている方は日常生活支援総合事業対象者の制度をうまく利用することが、生活の質を保ち、介護予防につながります。

気になることがあれば、気軽にご相談ください！

【お問い合わせ先】 大崎町役場 保健福祉課 介護福祉係 ☎476-1111 (内線144)、
大崎町地域包括支援センター ☎099-471-7828